

1| 9| 1| 8| 7| 6| 5| 4| 3| 2| 1| 1

国立公文書館	
分類	(返) (赤)
配架番号	3 A
	14
	81-18

WOC 227069

昭和十七年一月

滿洲國ニ於ケル敵產等處置ニ關スル件

臨時貿易爲替局

一、對英米開戦ニ伴ヒ關東軍ニ於テ滿洲國關係機關ト協議設立セシ外
關人取扱要項左ノ通りナリ

第一 方 针

國際情勢ノ急轉ニ鑑ミ滿洲國ハ日滿共同防衛ノ精神ニ基キ直チニ
在滿英・米諸國人ニ對シ取締並保護ノ實效ヲ收ムル如ク措置スル
ト共ニ日本ニ於ケル措置ニ順應シテ速力ニ之ヲ強化シ得ルノ準備

チナス

第二 要 領

(一) 英・米各國領事官及領事館ニ對シテハ特權ヲ認メズ其ノ職務ヲ
停止セシムルモ文明國ノ態度ヲ以テ監視及保護ヲ加ヘ日常生活
ニ不便ヲ感セシムズ
職務ノ停止ニ伴ヒ電話ヲ切斷シ暗號及平文電報ノ發受並ニ短波
「ラヂオ」ノ使用ヲ禁止ス
但シ職務停止後ノ取扱ニ關シテハ日本ニ於ケル取扱ニ準シ公正

ナル態度ヲ以テ臨ムモノトシ先方ヨリ相互交換引揚ノ申出アル場合ハ之ニ應ス

(二) 在滿英、米、各國又ハ各國人ノ公、私有財產及此等諸國人ニ對

スル取扱ハ日本ニ於ケル取扱ニ準スルモノトス

(三) 英、米各國ノ第三國ニ對スル領事館建物ノ保護又ハ居留民メ利益保護等ノ委託申出ハ之ヲ認メス

(四) 在滿「ソ」聯人ニ對スル取扱ハ日、「ソ」中立條約ノ精神ニシ鑑ミ日本ト歩調ヲ合セ成シ得ル限り、「ソ」聯ヲ刺戟セサル如ク細心ノ注意ヲ加フルモノトス

第三 指置

(一) 敵國領事館及領事館

(1) 電報ハ暗號平文共ニ之カ使用ヲ禁止シ電話線ハ切斷ス

(2) 短波「ラヂオ」ノ使用ヲ禁止シ公有財産ナル時ハ押收シ私有

- (1) 財産ナル時ハ格納保管シ發信裝置ハ之ヲ押收ス
- (2) 領事館ヘ領事館員並ニ使用人及此等家族ヲ含ム以下同シ一ハ構内ニ於テ起居セシムルモ事務所並ニ生活ニ直接必要ナキ器具類ハ所轄警察署長ニ於テ封印ス
- (3) 但シ病人ニ對シテハ適宜ノ措置ヲ認ム
- (4) 構内出入口ハ一箇所ニ限定シ警察官二名（一名ハ日系トス）ヲ配置シ出入者ノ監視並ニ領事官ノ保護ニ任ス
- (5) 領事官ノ外出ハ所轄警察署長ノ許可ヲ受クルヲ要シ且警察官之ニ附添フモノトス
- (6) 但シ他國領事官又ハ他國籍人トノ會見ハ許可セス
- (7) 外部ヨリノ出入者ハ所轄警察署長ノ許可ヲ受クルヲ要シ監視員ハ其ノ會見ニ立會シ且出入者ヲ記錄スルモノトス
- (8) 領事官宛公用郵便物ハ開戦前發送セラレタルモノト雖之ヲ抑

留シ外務局ニ送附シ私信ハ一切抑留ス

又外國ニ對スル郵便物ノ發送ハ受理セス

(8) 日本及滿洲ニ於テ發行スル新聞雑誌ノ販賣並ニ公認受信裝置

ニ依ル國內放送ノ聽取ハ之ヲ許可ス

(9) 日常生活ニ關シテハ成ルヘタ便宜ヲ供與ス

一般ノ敵國人

(1) 警察上ノ監視及保護ヲ加フルニ止メ抑留セサルモ有害行為、
容疑十分ナルモノハ檢舉留置ス

檢舉ハ滿洲國警務機關之ヲ實施シ日本側機關之ニ協力ス

(2) 日本ニ於ケル措置ニ順應シ一地ニ集合セシムル場合ヲ顧慮シ
左ノ如ク之力準備チナス

イ、京圖、京白兩線（含ム）以北居留者 哈爾濱

ロ、同石（含マス）以南居留者

奉天

但シ「カトリック」宣教師ハ撫順、四平ニ集合セシムルモノトス但シ直接滿洲國子利益スル事業ニ從事シアル者ハ除外ス(略東公司)

(3) 集合ニ關スル措置要領左ノ如シ

イ、集合場所ハ敵國公有財產又ハ敵國人私有財產タル教會學校等ヲ利用ス

ロ、集合ヲ命スルニハ全員ニ對シ集合日時場所ヲ通告ス、該通告ニ應セサル者ハ抑留ス

ハ、居留地ヨリ集合地マテ、輸送並ニ集合地ニ於ケル給費ハ政府ニ於テ負擔ス

但シ生活ニ必要ナル諸物品ハ各自ヲシテ携行セシムルモノ

二、集合場所ト外部トノ交通ハ遮斷ス

(トス)

各集合場所ニ監視班（警察官ニシテ通譯ヲ含ミ一箇所概
メ十名（半數ハ日系）トス）ヲ置ク

日常生活ニハ勉マテ便宜ヲ供與シ又「ラヂオ」聴取・新

聞・雑誌ノ講讀ニ關シテハ領事官ニ準シ之ヲ許可ス

但中立國領事官並中立國人

中立國領事官並中立國人ニ對シテハ警察上ノ監視ト保護ヲ嚴重
ニシ敵國人ト誤認セラシ迫害ヲ受タルカ如キヤウ注意
シ一般ニ特別ノ制限ヲ加ヘス
但シ準敵國（諾戒、白耳義、丁抹等）ニ對シテハ暗號電報ノ使
用ヲ禁止ス

波蘭領事官モ亦之ニ準ス

「ツ」聯ニ對シテハ一應中立國トシテ取扱フモ常ニ嚴重ナル監
視ヲナス

(四) 敵國公有財產

領事官ノ建物以外、公有財產ハ、^甲國際法ニ準據シ直接又ハ間接ニ
軍事上ノ用ニ供シ得ヘキモノハ、^甲機收且沒收スルモノトス（短波

「ラヂオ」液体燃料等

(五) 敵國人私有財產

一般徵用ノ場合ノ外、^甲機收、沒收等ヲナサス但シ日本ニ於ケル措

置ニ順應シ適宜、措置ヲナスコトアリ

(六) 敵國商船

滿洲國領域内ニ在ル敵國商船ハ押收ス

二、關東軍ニ於テハ更ニ時局ニ伴ヒ外國人取締ヲ左ノ通強化セリ

第一 敵國人ニ對スル措置

〔和蘭領事館及領事館ニ對シ英、米領事館及領事館ニ對スルト同一
一ノ措置ヲナス〕

〔英、米、蘭人中左記ニ該當スル者ハ抑留ス

1 軍艦ニ在ル者

2 船員及航空機ノ乗員又ハ其資格アル者

3 十八歳以上 四十五歳迄ノ男子

4 特殊技能者（無電技師、軍需工場ノ技師等）

5 既ニ檢舉セル以外ノ外謀容疑者）

〔前項以外ノ者ニ就テハ左ノ如ク措置ス

1 善良ナル者ハ保護ス但電話ハ切斷ス

2 退去願出人ニ對シテハ外務局ニ於テ許否ス

3 通過入國願出人ニ就テハ前項該當者ハ抑留シ其ノ他ノ者ノ通過入國ハ許可セズ

4 「カトリック」宣教師ハ「對英、米開戰ニ伴フ外國人取扱要鋼」（以下單ニ取扱要鋼ト稱ス）第三、第二項ノ2但書ニ據リテ措置ス

5 抑留ノ要領ハ取扱要鋼第三、第二項ノ3ニ據ル

6 領事官（領事館員並使用人及之等家族ヲ含ム）ハ取扱要鋼第三、第一項3ニ據リテ取扱ヒ抑留セス

第二 敵國財産ニ關スル措置

1 抑留者ノ在満動、不動產ニ對シテハ家族又ハ管理人アル時ハ之ヲシテ保管セシメ適當ナル管理人ナキ時ハ之ヲ韓旗シ又ハ封印ヲ施シ所轄警察署長ニ於テ保管ス

2 重要ナル工場商社ニシテ運營ヲ繼續セシムル必要アリト認ムル

モノニ就テハ之ガ運營繼續ニ必要ナル處置ヲ講ズ

〔三〕危險物（銃砲、火薬、劇薬等）及短波「ラヂオ」ヘ領置シ軍用

ニ供シ得ル物件へ寫真機、望遠鏡、高級放送受信機、自動車、

自轉車、液体燃料等ゾ使用ヲ制限ス

〔四〕財產管理ノ爲封印チナス場合ノ措置ハ左ノ要領ニ據ル

1 通常十日立會人ノ立會ヲ求メ物件名、封印ノ年月日警察署名

ヲ記シ官印ヲ押捺シ緘封ノ趣意ヲ表示セシ紙片ヲ以テ封印ス

2 封印ニ適セザル物件（動物、其他揮發性ノモノ等）ハ換價處分チナシ其代價ヲ保管ス

日本對英米開戰ニ伴ヒ總務廳、軍連絡會議開催ヲ上敵產及敵國人

ニ對スル措置ニ關スル最高方針左ノ通決定セリ

(一)滿洲國ハ直チニ參戰セス

(二)英米等ノ領事館ノ職能停止

(三)英米等ノ外交官ノ特權ヲ認メス但シ個人トシテハ町廳ニ取扱フ

(四)敵性國人ニ對スル取扱イ、公用財產ハ沒收

口、私有財產ハ管理ス但シ必要アルトキハ公用徵收ス

ハ、個人ハ保護ノ爲集結ス、第三國ノ保護依頼ハ認メスヘ特ニ

ロシヤ人ノ扱ヒニ關シテハソビエートヲ刺戟シナイ様注意

スルコト

(五)滿洲駐屯日本軍並ニ日本ニ對スル人的、物的援助ヲ強化スル
内國內、物價、物資、配給及ヒ資金ニ關スル政策樹立差當リ、北

支、朝鮮、滿洲、自給經濟、確立、事務トシテハ、滿鮮及滿支間國境、輸出入手續ヲ簡易化ス。

四、前項ニ基キ敵性國人財產、管理ニ關スル、滿洲割ノ具体的措置方針左、通決定セリ。

日本ノ對英米開戦ニ伴フ敵國財產管理ト呼應シ之ト同様ノ實質的效果ヲ學クルタメ、敵性國人ノ財產管理ヲ實施セントス。

要領

- (一) 敵性國ノ範囲ハ日本又ハ日本ニ對シ宣戰布告セル國トシ外國人取引取締規則ニヨル指定ヲ爲スモノトス。
- (二) 指定國公有財產ハ政府之ヲ沒收ス。
- (三) 指定國人私有財產ハ政府之ヲ管理ス。
- (四) 没收又ハ管理セル財產中、軍力利用ヲ必要トスル施設アルトキハ政府ヨリ軍ノ利用ニ供ズ。

措置

舊替管理法中敵性資產凍結ニ關スル規定ニ敵性財產ノ管理又ハ處分ヲ爲シ得ル旨ヲ追加ス。

又前項方針ニ基キ主要敵性財產ニ關シテハ左ノ通摺置セリ

(一) 啓東煙草及ロバート煙草會社ヘ(奉天、營口、哈爾賓)

(二) 監理官ノ指揮ヲ受ケ會社事業ヲ運營スル爲管理人ヲ指定ス

管運人ニハ差當リ田中知平ヲ指定ス

(三) 管理中株主権ヘ收益権ヲ含ムヘシ停止シ、且現重役ノ執務ヲ停止セシム。

(四) 操業ヲ停止セス生産ヲ繼續セシムルモノトス。

(五) 香上銀行、(哈爾賓、奉天)

(六) 直チニ營業ヲ停止セシム。

- (口) 中央銀行支行經理ニ管理ヲ命ス。
- (イ) 資産整理方針ヲ樹立セシメ置キ、政府ノ指示ヲ待テ實施セシム。
- (ア) 財産ハ原則トシテ賣却セシムルモノ、不動産ニ就テハ追而決定ス。
- (ブ) 債務辨済ハ非敵性人ニ對スル支拂ヲ優先セシム。
- (オ) 秋林洋行ニ對スル債權及株式ハ秋林ニ對スル措置下關聯シテ決定ス。
- (カ) 従業員整理ヲ爲ス場合ハ適當ノ退職資金ヲ給ス。
- (二) 秋林洋行
- (イ) 取敢ス現高木重役ニ管理ヲ命シ營業ヲ繼續セシム。
- (ロ) 白系露人、生活維持ニ重要關係アルヲ考慮シ、香上銀行、所
有スル秋林株式ハ特務機關ト連絡ノ上、白系露人事務局等適當田

ナル露系ニ肩代セシム。

(イ)右肩代リ實現ノ上ハ指定外國人ヨリ除外ス。

(四)スタンダード石油

(イ)營口ニアル同社石油タンクハ現在通り營口海邊警察隊ヲシテ
管理セシム。

(ロ)營口ニアルアジア石油タンクハ現在通り營口海邊警察隊保護
シ海上警察隊ノ管理トニ置ク

(国)チヤ公司

生活必需品株式會社ヲ管理人ニ指定シ其ノ管理下ニ置ク

(内)保險會社

ハノバー火災保險會社及ロンドンランカシャー滿洲火災保險會
社ヲ管理人ニ指定シ管理セシム

(七)ナショナルシチー銀行

舊行會，管理ハ之ヲ中銀分行經理ニ命ス

(四)英商物產出口公司

同社所有不動產ハソノ現狀ニ鑑ミハルビン市長ニ管理セシム

(五)平和洋行

現狀取調，上機械原木，利用又ハ處分ヲ考慮ス

(六)易國洋行

白系露人事務局又ハハルビン特務機關，指定スル人ヲシテ管理セシム

六、敵産ニ關シ採リシ法令上ノ措置

- (一) 啓東、~~旅~~林關係以外ノ外國人取締規則ニ基ク許可發行ヲ停止セシム
- (二) 外國人取引取締規則ニ基ク一般許可ノ停止ヲ爲ス
- (三) 外國人取引取締規則ニ基ク未使用許可書ヲ回収ス
- (四) 外國人取引取締規則ニ基キ指定國ヲ追加ス
- (五) 爲管管理法中左ノ通改正ス
- (一) 第一條ノ三ノ次ニ左ノ二條ヲ加フ
- 第一條ノ四 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第一條ノ二ニ掲グル者ニ屬スル動產、不動產其ノ他主要ナル財產ノ管理若クハ處分ヲ爲シ又ハ人ヲ指定シテ管理若クハ處分ヲ爲サシムルコトヲ得
- 前項ノ財產ノ管理又ハ處分ニ要スル費用ハ當該管理又ハ處

分財産ヨリ支出スルモノトス

第一條ノ五 第一條ノニ掲タル者ニ對シ債務ヲ負擔スル者
政府ノ指定シタル者ニ債務ノ目的物ノ引渡シヲ爲シタルト
キハ當該債務ノ辨済ヲ爲シタルモノト見做ス

(四)第二條ヲ左ク如ク改ム

政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第一條乃至第一條ノ三ノ禁止
若クハ制限又ハ第一條ノ四若クハ處分ニ關シ必要ナル事項
ニ付報告ヲ徵シ又ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ行フコトヲ得

第五條ヲ左ク如ク改ム

第五條第二項トシテ左ノ一項ヲ挿入シ第二項ヲ第三項トシ
以下順次繰下ク

第五條第二項 第一條ノ四ノ規定ニ基キ政府ノ爲ス管理
ヲ拒ミ又ハ政府ノ處分ヲ拒ミタル者又前項ニ準ス

第二項中、「前項」トアルヲ「第一項」ト改ム

(内) 康徳八年經濟部令第四十六號外國人取引取締規則中左ノ通改正

ス

第二十六條ノ次ニ左ノ二條ヲ加フ

第二十六條ノ二 經濟部大臣ハ指定外國人ノ有スル動產不動產其ノ他主要ナル財產ノ管理又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十六條ノ二 經濟部大臣ハ人ヲ指定シテ前條ノ管理又ハ處

分ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十六條ノ三 經濟部大臣ハ前二條ノ管理又ハ處分ニ關シ必要ナル事項ニ付報告ヲ徵シ又ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ行フヨリ其ノ

ヲ得

此語出王廣之《東陽先生集》。廣之，字叔平，南朝宋人。廣之嘗與人論及晉書所載，嘗謂人曰：「我聞武帝嘗謂張華曰：『卿須知。』華對曰：『當知。』」廣之笑曰：「當知者，猶猶也；須知者，必也。」

地力之於分川商產處現二關之川指標

1) 警東ノ謀略行爲網成力

- (回) 启東ノ製造業務ニ付テハ從來遠探業セシム所在諸設備ノ保全
ヲ期スル爲警察ニ於テ監理ス

(ハ) 將來國家管理ニ移行スル様措置ス

香上銀行ノ管理办法

(イ) 在滿香上銀行ヘ在滿所有財產ノミニテ一括清算スルヨトトシ
本店及他國所在他支店トノ本支店勘定ハ一應切離シ考慮スル
モノトス

(ロ) 香上銀行所有現金及取立家賃ハ直ニ中央銀行ニ預金セシム

(一) 中英借款ノ問題ニ付テハ別途中央ノ指示ニ依リ處理ス
(二) 實施検査ニ付テハ中央ヨリ直ニ關係官派遣ス

曰 英米領事館

規則第二十二條ニ基キ財產報告書ヲ提出セシメ嚴重監視シ居レ

四敵產ノ處理ニ關シテハ總テ奉天及ハルビンニ於ケル資產凍結處理委員會（營口）ニ付テハ奉天委員會ノ下ニ別個ニ委員會ヲ設クル豫定ニ^シ諸リタル上措置スルコトハ從來道ナリ

但シ在營口ニ付テハ奉天委員會ノ指示ニ基キ處置スル豫定ナリ

八敵性商社及敵國人ノ資產

右ニ關シテハ開戰ト全時ニ調查ヲ開始シ現在調查整理中ナリ





